

重要事項説明書

(事業の目的)

うりずん診療所が開設する指定通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

事業所は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(職員の職種・人員及び職務の内容)

医師

【 1名 常勤専従 】

介護サービスを管理し、診察、診療録、他の従業者の協力を経て通リハ計画を作成し適切な健康管理を行う。

理学療法士・作業療法士

【 4名 非常勤専従 】

医師との連携をとり診療の補助を行い、リハビリ担当者として、その安全管理と評価をおこない、通リハ計画を立て看護、介護職員や家族に対してリハビリの意義を指導する。

介護職員

【 4名 常勤専従 3名 非常勤専従 1名】（介護福祉士 4名）

生活介護全般による食事、排泄、入浴、移動などの介護や世話を行う。

(営業日及び営業時間)

営業日

(月) (火) (木) (金) (土) 《祝日》

休業日

(日) (水)

(12月31日～1月3日迄) (旧盆)

営業時間

AM 8 : 3 0 ~ PM 1 7 : 3 0

(利用定員)

利用定員

事業所の利用定員は次のとおりとする。

利用定員 [20 名]

(通常の事業の実施地域)

事業実施地域

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

[名護市] [本部町] [今帰仁村] [大宜味村] [東村]

(サービス利用料その他費用の額)

サービスは要介護状態の軽減もしくは悪化の防止等を適切、かつ親切丁寧なサービス提供を行い常に症状、心身の状況を把握し、又、認知症の状況にある利用者についても必要に応じその特性に対応したサービスを提供できる体制を整える。

- ・ サービス計画の立案
- ・ 食事
- ・ 入浴
- ・ 医学的管理、看護
- ・ 介護
- ・ 個別リハビリテーション (機能訓練・レクリエーション)
- ・ 相談援助サービス
- ・ その他

利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

事業サービスを提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし (別添 1)、当該事業所が法廷代理受領サービスであるときは、その一割の額とする。前項の支払い受ける額の他、次に掲げる費用の額を受ける。

- | | | |
|---------------|-------|-------|
| ・ 食事代 | 一食あたり | |
| | 普通食 | 330 円 |
| ・ 当日の食事キャンセル代 | | 330 円 |

(利用に当たっての留意事項)

事業所は、事業サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し本運営規定の概要、職員の勤務体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した同意する旨の文書を交付し署名（記名押印）を受けることとする。

(事故発生時の対応)

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、市町村、居宅介護支援事業所、利用者のご家族に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その原因を解明し、再発防止のための措置を講じます。また、その事故が事業所の責任に帰すべき事由によって発生し、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業所は利用者によるその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

事業所は利用者に対するサービスの提供中に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

非常災害対策は利用者の安全確保を重視し、職員の迅速かつ適切な行動ができるよう次のとおりとする。

- ・ 自主防衛組織を設置する。
- ・ 防火管理者を選出し、消防計画、防火訓練を定期的実施し、非常時には迅速かつ安全に非難を行えるよう、その体制を整える。
- ・ 地震等に対する防災対策は、二次災害である火災の予防も含め、非難、誘導等の基本は防災対策と同様であるので非難、誘導訓練を実施する。

(秘密の保持)

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から予めの同意を得ておきます。

- ①介護保険サービスの利用者のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ②介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

*前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとなります

(苦情対応)

事業所のサービスに関するご相談・苦情は下記窓口で承ります。

担当者 比嘉 寿子

【TEL】 0980-54-0110

【FAX】 0980-54-0110

事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付ています。

- ・ 名護市福祉部介護長寿課 TEL 0980-53-1212 (内線 135.207)
- ・ 沖縄県介護保険広域連合 TEL 098-921-780
- ・ 沖縄県国民健康保険団体連合会 TEL 098-860-9026

(介護相談室)

(損害賠償)

通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責任に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

うりずんデイケアを利用するにあたり、重要事項説明書の内容に関して説明し交付を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

《説明者》

氏 名

印

《利用者》

住 所

氏 名

印

《扶養者（身元引き受け人）》 続柄

住 所

氏 名

印

うりずんデイケア

管理者

氏名 比 嘉 良 博 印